

八百津町一般廃棄物処理基本計画

2024（令和6）年3月

八 百 津 町

目 次

第1章 計画概要

1-1	計画策定の背景と目的.....	1
1-2	計画の位置付け.....	3
1-3	計画目標年次.....	5
1-4	計画の点検、見直し、評価.....	6

第2章 基礎的事項

2-1	地域の概要.....	7
1	本町の位置.....	7
2	人口の概況.....	7
3	年齢別人口.....	9
4	産業の概況.....	10
5	将来計画等.....	11
2-2	広域的取組の推進.....	12

第3章 ごみ処理基本計画

3-1	ごみ処理の現状.....	13
1	ごみ処理の経緯	13
2	処理対象ごみ	13
3	処理対象区域	15
4	収集・運搬の現況	15
5	中間処理.....	16
6	最終処分.....	17
7	ごみの処理経費	20
3-2	ごみ排出量等の実績.....	21
1	計画収集人口の推移	21
2	ごみ排出量の実績	22
3	廃棄物処理実態調査の結果による比較評価	24
3-3	ごみ処理の課題.....	25
3-4	ごみ処理の目標と基本方針.....	27
1	ごみ処理の目標	27
2	ごみ処理の基本方針	28

3	基本目標達成のための役割	29
4	達成目標の設定	31
5	本町の目標値	34
6	本町の計画ごみ排出量	35
3-5	ごみ処理基本計画	37
1	ごみ処理基本計画の体系	37
2	目標達成のための方策	38
3	処理（実施）主体計画	42
4	収集・運搬計画	42
5	中間処理計画	43
6	最終処分計画	43
7	ごみの処理施設の整備に関する事項	43
8	災害廃棄物の処理・処分	43
9	その他のごみの処理に関し必要な事項	44

第4章 生活排水処理基本計画

4-1	生活排水処理の状況	45
1	生活排水の状況	45
2	生活排水処理体系	45
4-2	生活排水処理の現状	47
1	生活排水の処理形態別人口等の実績	47
2	生活排水の処理主体	48
3	汚泥再生処理施設の概要	48
4	生活排水処理施設の管理主体等	50
5	生活排水の処理経費	51
4-3	生活排水処理の課題	52
4-4	生活排水処理基本計画	53
1	基本目標	53
2	基本方針	54
3	基本目標達成のための役割	54
4	達成目標の設定	55
5	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の予測	56
6	目標達成のための方策	56
7	し尿・汚泥の処理計画	58

第1章 計画概要

1-1 計画策定の背景と目的

我が国では、「大量生産・大量消費」の経済社会活動から豊かさや快適さがもたらされた一方で、「大量廃棄型」の社会形成の結果、環境負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化など、人類存続に関わる地球規模での環境問題に直面しています。

このため国では、「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環境に配慮した循環型社会の構築を推進するため、平成30年6月「第四次循環型社会形成推進基本法」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

また、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される2030年までの国連目標「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されました。SDGsは先進国、発展途上国すべての国を対象としており、我が国においてもSDGsの推進が求められており、それぞれの自治体においてSDGsを踏まえた世界基準の取組みが必要となります。

さらに国内においては、海洋プラスチック問題への注目が高まり、世界的な地球温暖化問題などを踏まえ、令和4(2022)年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラ新法」という。)が施行され、プラスチック使用製品の設計指針、特定プラスチック使用製品の使用合理化、市町村の分別収集・再商品化等5つの取り組み指針が定められています。

また、岐阜県では、平成14年10月に「岐阜県廃棄物処理計画」を策定して以降、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで循環型社会の構築に向けて様々な取組を実施してきました。そして、令和3年3月には、「資源循環型社会の形成」を基本方針として「第3次岐阜県廃棄物処理計画」が策定されました。廃棄物の減量化に係る基本的な取組や近年の社会情勢を踏まえ、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」及び「災

害・感染症・気候変動への備え」の3つの施策を柱として、更なる循環型社会の形成に向けて取り組むものとされています。

八百津町（以下、「本町」という。）においては、平成26年3月策定した、「八百津町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）により、ごみの減量化と資源化の推進、及び環境負荷の少ない適正処理・処分の実施を進めてまいりました。平成30年の計画見直しから令和5年度で計画目標年度を迎えたことにより、新たに本計画を見直し、更に廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立ち、循環型社会の構築を目指すため、令和15（2033）年度を目標年次とする本計画を策定します。



計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。

また、本計画に関する法令の概要については表 1-2-1 に示すとおりです。

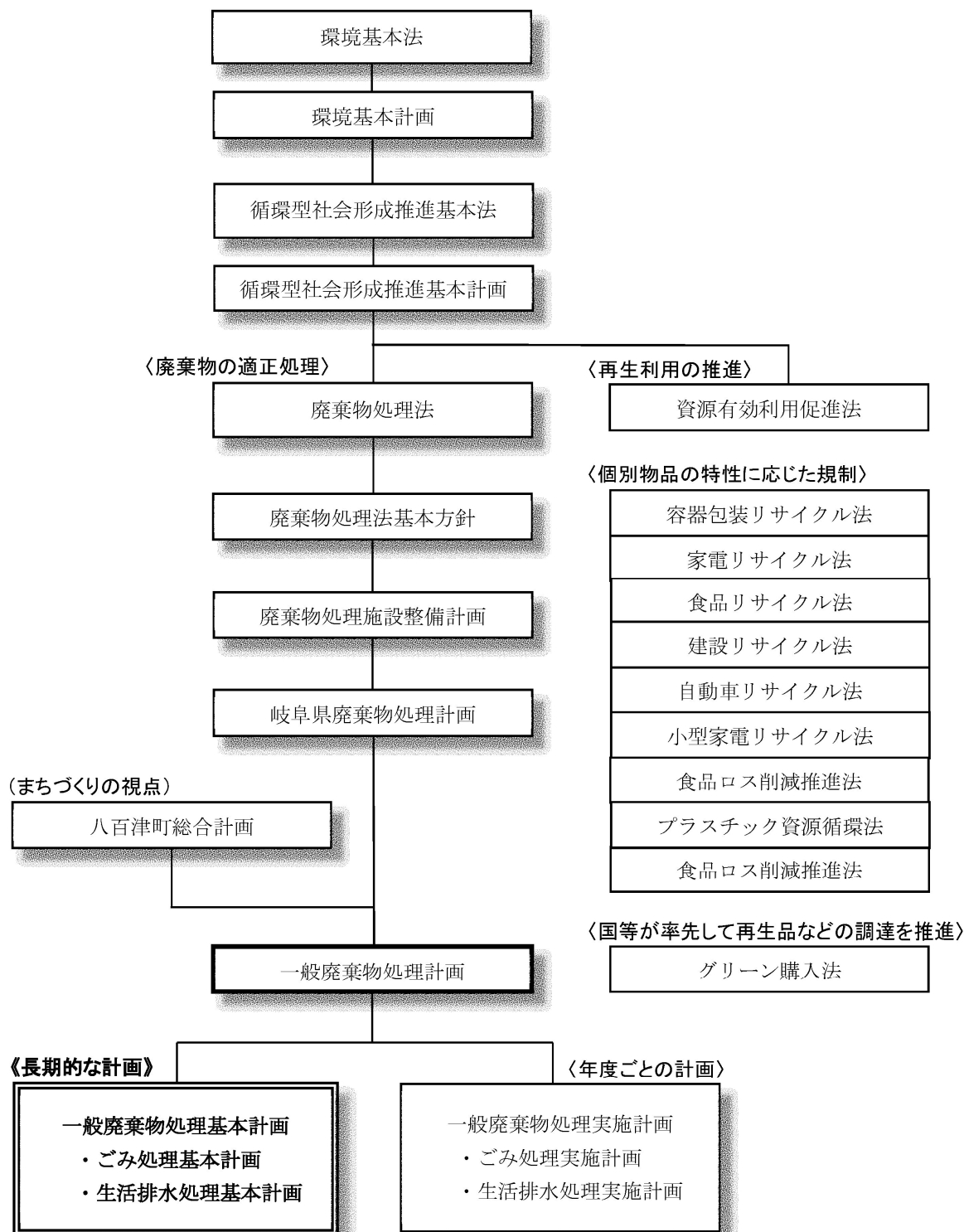


表1-2-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概 要
環境基本法	平成5年度 (令和3年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保します。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成30年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進します。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (令和4年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定しています。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (令和5年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としています。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図ります。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成29年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ります。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていましたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されています。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (令和5年度改正)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図ります。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (令和4年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ります。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (令和5年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図ります。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ります。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (令和3年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図ります。
食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法)	令和元年度	食品ロス削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明確にし、基本方針の策定や施策の基本事項を定めることにより食品ロスの削減を総合的に推進します。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)	令和3年度	プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの一連の流れに関わる全ての事業者、自治体、消費者の相互連携によって資源循環の取組みを促進します。

計画目標年次

本計画は、令和 6 年度を初年度とし、10 年後の令和 15 年度を目標年次とします。

なお、本計画は、おおむね 5 年ごとに見直しを行うほか、計画策定の前提条件等に大きな変更があった場合には、数値目標や重点施策などについての達成度や計画の進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。

また、計画を推進していくため、様々な取り組みについての状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとします。

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
計画策定年度	計 画 期 間									計画目標年度
					中間目標年度					

計画の点検、見直し、評価

本計画は、循環型社会を形成するための基礎となる計画です。

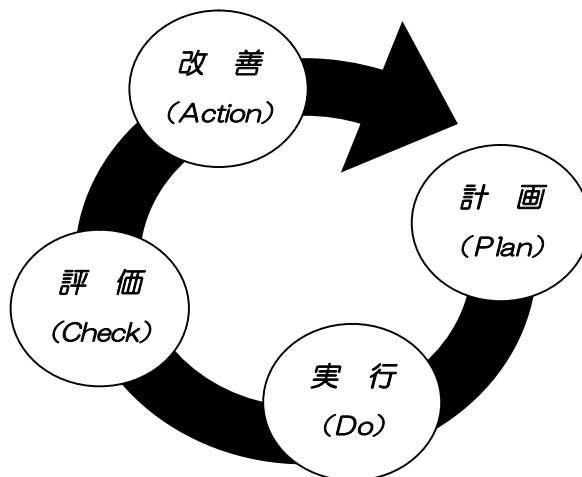
これらの目標を達成するため、計画の各段階における状況を点検・評価し、次の施策に展開していく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢が日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検する必要があります。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、住民並びに事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

図 1-4-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル（イメージ図）



年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
- 具体的な取り組み（住民・事業者・行政） - 推進状況の把握 - 推進状況の評価 - 次年度の目標と課題	- 重点施策等の検討 - 関連事業、計画との連携 国、県及び組合等との連携

第2章 基礎的事項

2 - 1

地域の概要

1 本町の位置

本町は、岐阜県の東南部、岐阜市から40km、名古屋市から45kmに位置しており、東に恵那市、北に白川町、七宗町、西に川辺町、美濃加茂市、南は瑞浪市、可児市、御嵩町に接し、町の北側に飛騨川、南側には木曽川が流れる自然豊かなまちです。

2 人口の概況

本町の人口の推移を表2-1-1及び図2-1-1に示します。

本町の人口は、昭和55年以降、減少傾向で推移しており、令和5年3月末時点において10,191人、4,282世帯となっています。少子高齢化が進み、世帯当り人員についても核家族化の進行により、1世帯当たり約2.4人となっています。

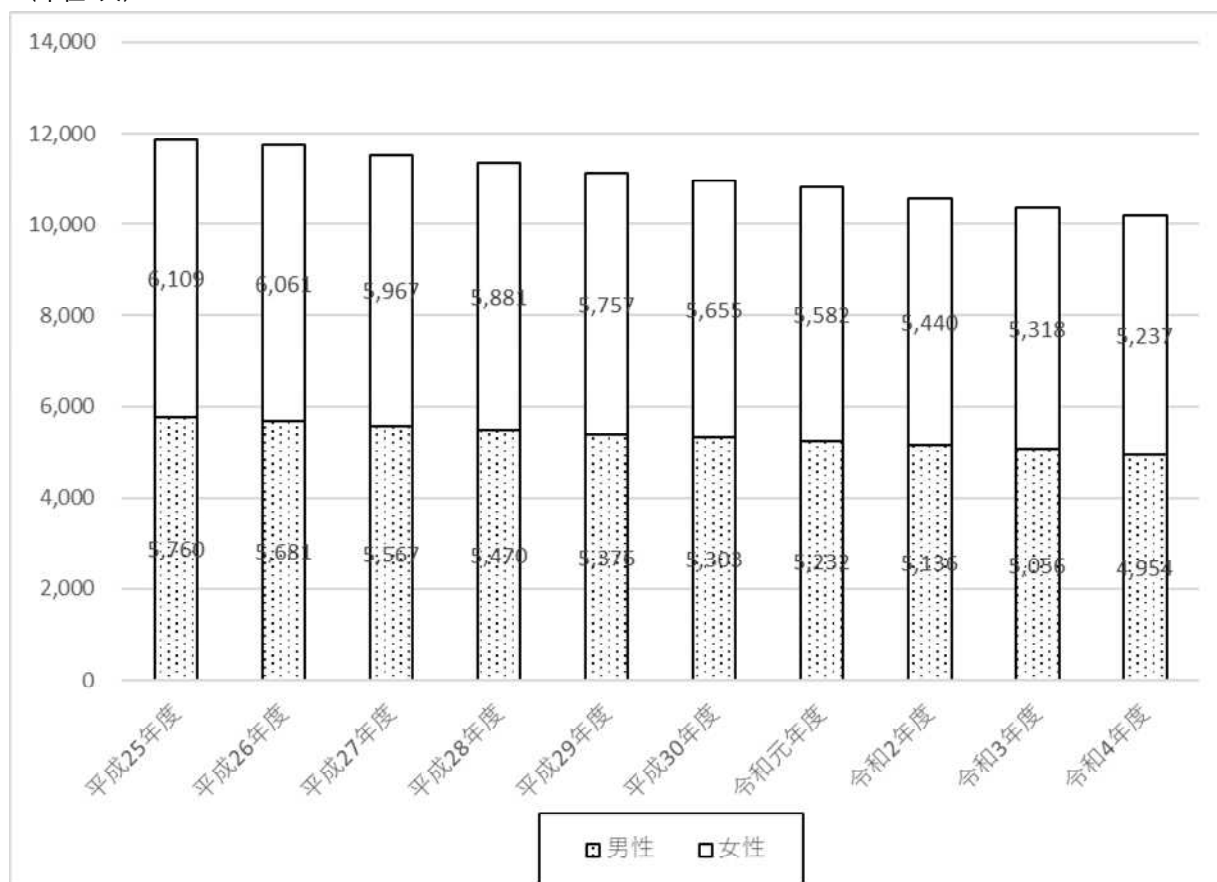
表2-1-1 人口及び世帯数の推移（各年度末）

年度	人口	増減値	世帯数	世帯当たり 人口
平成25年度	11,869	-288	4,330	2.74
平成26年度	11,742	-127	4,339	2.71
平成27年度	11,534	-208	4,311	2.68
平成28年度	11,351	-183	4,306	2.64
平成29年度	11,133	-218	4,303	2.59
平成30年度	10,958	-175	4,309	2.54
令和元年度	10,814	-144	4,321	2.50
令和2年度	10,576	-238	4,317	2.45
令和3年度	10,374	-202	4,281	2.42
令和4年度	10,191	-183	4,282	2.38

資料：住民基本台帳

図2-1-1 本町における人口の推移

(単位:人)



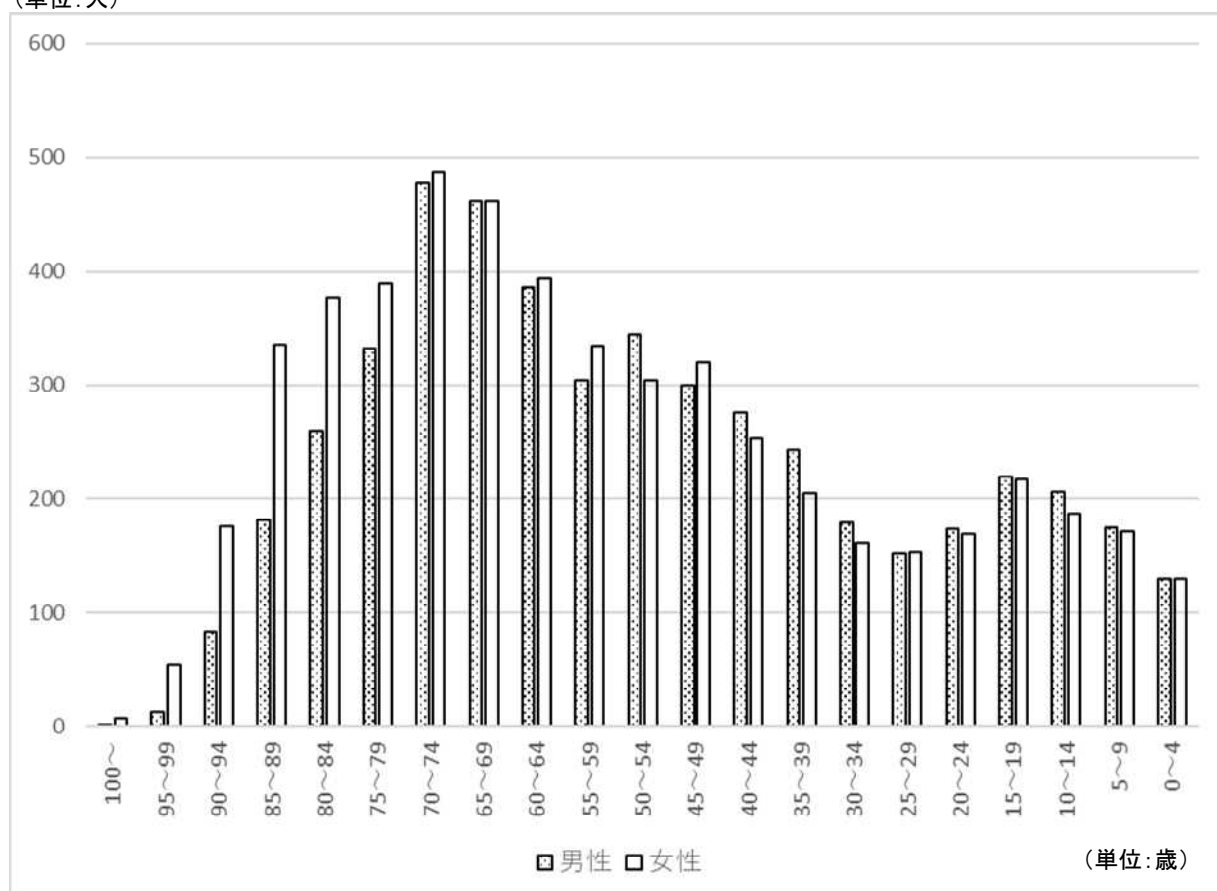
3 年齢別人口

年齢別人口については図 2-1-2 に示すとおりです。

令和 2 年度における本町の年齢別人口では、男性、女性ともに 70～74 歳が最も多くなっています。また、0～14 歳までの年少人口は 999 人(約 9.8%)、15～64 歳までの生産年齢人口は 5,089 人(約 50.0%)、65 歳以上の老年人口は 4,097 人(約 40.2%)となっており、少子高齢化の進展は顕著と言えます。

図 2-1-2 本町における年齢別人口（令和 2 年 10 月 1 日付人口）

(単位:人)



資料：令和 2 年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

4 産業の概況

本町の産業別従業者数を見ると、製造業が半数近くを占めており、次に卸売・小売業、医療、福祉が多くなっています。

表2-1-3 本町における産業別従業者数の概要

産業分類	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	構成比 (%)		産業分類 (大分類)	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	構成比 (%)	
			事業所数	従業者数				事業所数	従業者数
第一次産業	18	181	3.60	3.88	農林漁業	18	181	3.60	3.88
第二次産業	169	2,333	33.80	50.08	鉱業	0	0	0.00	0.00
					建設業	63	240	12.60	5.15
					製造業	106	2,093	21.20	44.92
第三次産業	313	2,145	62.60	46.04	電気・ガス・熱供給・水道業	1	12	0.20	0.26
					情報通信業	0	0	0.00	0.00
					運輸業、郵便業	6	62	1.20	1.33
					卸売・小売業	122	585	24.40	12.56
					金融・保険業	9	65	1.80	1.40
					不動産業、物品賃貸業	9	17	1.80	0.36
					学術研究、専門・技術サービス業	9	57	1.80	1.22
					宿泊業、飲食サービス業	45	182	9.00	3.91
					生活関連サービス業、娯楽業	30	177	6.00	3.80
					教育、学習支援業	17	206	3.40	4.42
					医療、福祉	40	629	8.00	13.50
					複合サービス事業	4	14	0.80	0.30
					サービス業（他に類さないもの）	21	139	4.20	2.98
総 計	500	4,659	100.00	100.00	総 計	500	4,659	100.00	100.00

注) 事業内容等が不詳の事業所を除く。公務を除く。

資料：総務省「令和3年-経済センサス活動調査」より

このような産業構造から、本町では製造業の事業活動や、医療、福祉、卸売・小売業に伴うごみが比較的多く発生していると思われますが、これらの事業系ごみは事業者の責任において適正に処理されていると考えられます。

5 将来計画等

本町では、町の最上位計画として、すべての分野における行政運営の基本となる「総合計画」を策定し、今後の本町のまちづくりの方向性を示しています。

現在の第5次八百津町総合計画では、本町の現況や住民の意向、社会・経済の動向、発展課題、そして「杉原千畝氏の人道精神・人が輝く町・豊かな自然」をまちづくりを行うにあたっての基本視点として、目指す将来像を『ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ』としています。

将来像の実現に向け、町の宝である杉原千畝氏の人道精神を基調にしつつ、町民と自然が共生して生活できる優しいまちづくりを目指すとともに、それを現在だけでなく、より発展的に将来へとつなぎ、人が輝くようなまちづくり行っていくため、新たなまちづくりの基本目標（4つの施策の柱）を次のとおり設定しています。

【将来像実現のための基本目標】

基本目標1 笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくり

基本目標2 快適な生活を過ごせる安心・安全なまちづくり

基本目標3 優しく郷土愛に育む歴史・文化のまちづくり

基本目標4 とともに考え、ともに創る魅力・にぎわいのあるまちづくり

広域的取組の推進

岐阜県では、平成 31 年 3 月に環境省により示された「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」により、令和 4 年 3 月に「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しています。

県下の市町村は、この計画に基づき、市町村と連携して安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けて取り組むとされています。

本町は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村及び御嵩町とともに可茂衛生施設利用組合（以下、「組合」といいます。）を構成し、ごみの共同処理を実施していますが、岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画では、これらの 2 市 7 町 1 村全域が広域化ブロックの区割りにより「中濃ブロック」として位置付けられています。

そのため、今後も組合によるごみ処理体制を維持するとともに、関係市町村と協働し、ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けて取り組むとともに安定的かつ効率的な廃棄物の処理体制を構築するため、広域化・集約化を推進していく必要があります。



第3章 ごみ処理基本計画

3

－

1

ごみ処理の現状

本町のごみ処理では、組合のささゆりクリーンパークにおいて、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、カン・ビン、乾電池の広域処理、及び最終処分を実施しており、容器包装プラスチック資源、紙類・布類等の資源物の一部、及びがれき類などについては本町が独自に委託処理しています。

組合施設では、可燃ごみはエネルギー回収型のごみ処理施設で処理を行っており、焼却残渣については可能な限り民間委託によって資源化を図っています。また、不燃ごみ・粗大ごみについては選別、破碎処理を行い、破碎後の可燃物は焼却処理し、不燃物についても可能な限り民間委託によって資源化を図っています。資源ごみについては、構成市町村ごとに分別収集を行い、選別資源化を図っています。

1 ごみ処理の経緯

本町及び美濃加茂市、川辺町、八百津町、可児町（兼山町を除く現在の可児市）及び御嵩町の1市4町において、昭和35年6月に可茂衛生施設利用組合を設立し、ごみの共同処理を開始しました。その後、昭和39年以降、現在の2市7町1村体制により、ごみの共同処理を実施しています。

組合では、平成3年度より一般廃棄物最終処分場の整備が計画され、平成11年4月から、新ごみ処理施設を一体化した公園「ささゆりクリーンパーク」を可児市内に整備し、現在まで操業を行ってきましたが、現施設の操業期限を令和20年度までとしていることから、次期一般廃棄物処理施設の建設に向けた準備も進められています。

2 処理対象ごみ

処理の対象となるごみを表3-1-1に示します。

ごみの区分については、大きく分けて「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」「粗大ごみ」「がれき類」及び「有害ごみ」に分けられています。

このうち、「不燃ごみ」は「金物類」「ガラス類」に、「資源物」は「紙類」「古着類」「ペットボトル・食品トレイ」「その他プラ（容器包装）」「缶類」「ビン類」に、「粗大ごみ」は「不燃性粗大」「可燃性粗大」に区分しています。

表 3-1-1 ごみ分別区分の概要（令和 6 年 3 月現在）

品目		排出方法	概要
可燃ごみ		可燃ごみ指定袋	菓子袋・ビデオテープ・洗剤容器・飲料容器等のキャップ・くつ・生ゴミ・紙類・衣類携帯カイロ・枝葉など
不燃ごみ	不燃金物類	不燃ごみ指定袋	なべ・やかん・油性の強い缶・小型家電金物・プラスチック・ガラスなどの材質が混在しているもの
	不燃ガラス類	不燃ごみ指定袋	割れたビン・食用でないビン コップ・灰皿・ガラス花瓶・窓ガラス・電球などのガラス類
資源物	紙類	資源回収	牛乳パック・新聞・雑誌ダンボールなど
	古着等	資源回収指定袋（無料）	古着・毛布・シーツなど
	ペットボトル・食品トレイ	資源回収	ペットボトル、発泡スチロール製の食品トレイ、発泡スチロールなど
	その他プラ（容器包装）	資源回収指定袋（無料）	容器包装（その他プラスチック）
	資源缶類	資源ごみ指定袋	魚・肉類・果物などの缶詰の缶類
	資源ビン類		ジュースや調味料・酒類などのビン類
粗大ごみ	不燃性粗大	粗大ごみシール貼付	自転車・運搬用一輪車・ゴルフクラブ・スキー板・ベビーカーファンヒーター・ホットカーペット・スプリングベッド 金物・プラスチック・ガラスなどの材質が混在している不燃ごみ袋に入らないもの
	可燃性粗大		木製家具・カーペット・塩ビ波板・布団・マットレス・ソファ（木製） 木・プラスチック・繊維類等の可燃性で可燃ごみ袋に入らないもの
特定ごみ（処理困難物）		特定ごみシール貼付	スレート（石綿含有）・石膏ボード・断熱材（飛散しないもの）・大理石・漬物石・FRP製品など
がれき類（陶器類）		直接持込	がれき類 ・タイル、茶碗、植木鉢などの陶器、空洞ブロック、コンクリートの破碎殻 ・瓦、壁土（土砂や岩石を除く）
有害ごみ		回収ボックス	乾電池、蛍光灯・水銀使用の体温計などの水銀が含まれるものなど

(2) 収集・処理対象外ごみ

本町では「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管・液晶・プラズマ方式等のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象（パソコン）等については、収集・処理対象外ごみとしています。

収集・処理対象外ごみは、ごみステーション排出による収集や処理を行わないため、適正な排出方法の周知・啓発を行なっています。

収集・処理対象外ごみの種類を表 3-1-2 に示します。

表 3-1-2 収集・処理対象外ごみの種類

区分・品目	収集・処理対象外ごみ	排出方法
家庭用廃家電（家電リサイクル法対象品目）	冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）、衣類乾燥機	・販売店に引き取ってもらう。 ・（株）橋本に戸別収集を依頼する。 ・指定引取場所へ搬入する。
資源有効利用促進法（PCリサイクル法）の対象品目	デスクトップパソコン本体、ディスプレイ、ノートブックパソコン	・メーカーに回収を依頼し、郵便局へ持ち込む。 ・戸別回収を依頼してください。

3 処理対象区域

本町の行政区域全域がごみ処理対象区域となっています。

4 収集・運搬の現況

(1) 収集対象区域

本町全域が収集対象区域となります。

(2) 収集対象ごみ

収集対象ごみは家庭系ごみです。

(3) ごみの収集方法

原則的にごみ集積所（ごみステーション）収集方式です。

本町内において、可燃ごみ集積所が 195 カ所、不燃ごみ集積所が 90 カ所、ペッ

トボトル・発泡スチロール製食品トレイ・発泡スチロール・古着の集積所が 6 ヲ所、その他プラ集積所は 89 ヲ所が設置されています。

(4) ごみ指定袋・粗大ごみシールの料金

本町では、ごみ指定袋制度を導入しており、令和 6 年度（改定予定）における指定袋の料金は以下のとおりです。

表 3-1-3 ごみ指定袋・粗大ごみシールの料金

区 分	容 量	料 金
可燃ごみ（大）	48 リットル相当	50 円／枚
可燃ごみ（小）	29 リットル相当	30 円／枚
不燃ごみ（大）	63 リットル相当	50 円／枚
不燃ごみ（小）	29 リットル相当	30 円／枚
資源袋	48 リットル相当	30 円／枚
粗大ゴミシール	1 品（180cm*80cm*60cm 以内）	500 円／枚
特定ゴミシール	1 品（10kg ごと）	500 円／枚
がれき類	ごみ処理手数料：300kg 以上 300 円 100kg 増すごとに 300 円が加算	

※令和 6 年度現在（R6. 5. 1 ごみ処理手数料改正）

5 中間処理

本町のごみを処理している組合の中間処理施設の概要は以下のとおりです。

表 3-1-4 中間処理施設の概要（焼却・熔融施設）

施設名称	ささゆりクリーンパーク ごみ処理施設
所 在 地	岐阜県可児市塩河 8 3 9 番地
事業主体	可茂衛生施設利用組合
組合構成市町村	八百津町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町（2 市 7 町 1 村）
処理能力	焼却炉：240 t / 日（80 t / 24h × 3 炉） 熔融炉：60 t / 日（30 t / 24h × 2 炉）※熔融炉は、令和 2 年度以降休止中
余熱利用	発電（蒸気タービン 2,500kWh）、場内給湯、冷暖房
竣工年度	着 工：平成 7 年 10 月 2 日 竣 工：平成 11 年 3 月 31 日

表 3-1-5 中間処理施設の概要（リサイクルプラザ）

施設名称	ささゆりクリーンパーク リサイクルプラザ
所在地	岐阜県可児市塩河 8 3 9 番地
事業主体	可茂衛生施設利用組合
組合構成市町村	八百津町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町（2 市 7 町 1 村）
処理能力	リサイクルプラザ：66 t / 日 17 t / 5h（缶類） 17 t / 5h（ビン類） 21 t / 5h（不燃粗大） 11 t / 5h（可燃粗大）
竣工年度	着 工：平成 7 年 10 月 2 日 竣 工：平成 11 年 3 月 31 日

6 最終処分

ごみ処理施設及びリサイクルプラザで処理されたごみの処理残さ（焼却残さ及び不燃残さ等）は、ささゆりクリーンパーク最終処分場において埋立処分されてきました。最終処分場は当初、第四期計画となっていました。第一期埋立区画を平成 26 年度に埋立完了し、平成 27 年度より第二期埋立区画の埋立を開始しましたが、令和 2 年度より可燃物処理施設の運用変更による灰溶融炉の休止に伴い、第二期をもって埋立処分を完了し、令和 4 年度には最終処分場の覆土工事を実施しました。よって、現在は民間処理業者の最終処分場にて埋立処分を行っています。

表 3-1-6 最終処分場の概要（組合）

施設名称	ささゆりクリーンパーク 最終処分場
所在地	岐阜県可児市塩河 8 2 5 番地
事業主体	可茂衛生施設利用組合
組合構成市町村	八百津町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町（2 市 7 町 1 村）
総面積	1.99 ha 埋立容量：80,200 m ³ （全四期計画）
埋立面積	【第 1 期】0.644ha 埋立容量：20,800 m ³ 【第 2 期】0.465ha 埋立容量：22,400 m ³
浸出水処理設備	30 m ³ /日
竣工年度	【第 1 期】着工：平成 11 年 10 月 竣工：平成 26 年 3 月 【第 2 期】着工：平成 26 年 8 月 竣工：令和 4 年 3 月

また、本町が独自に処理しているがれき類は、本町の錦織処分場及び久田見処分場において埋立処分を行っています。

各処分場とも 90%以上の残余容量があることから、将来的にも安定した埋立処理を実施していくことができると考えられます。

表 3-1-7 最終処分場の概要（1）

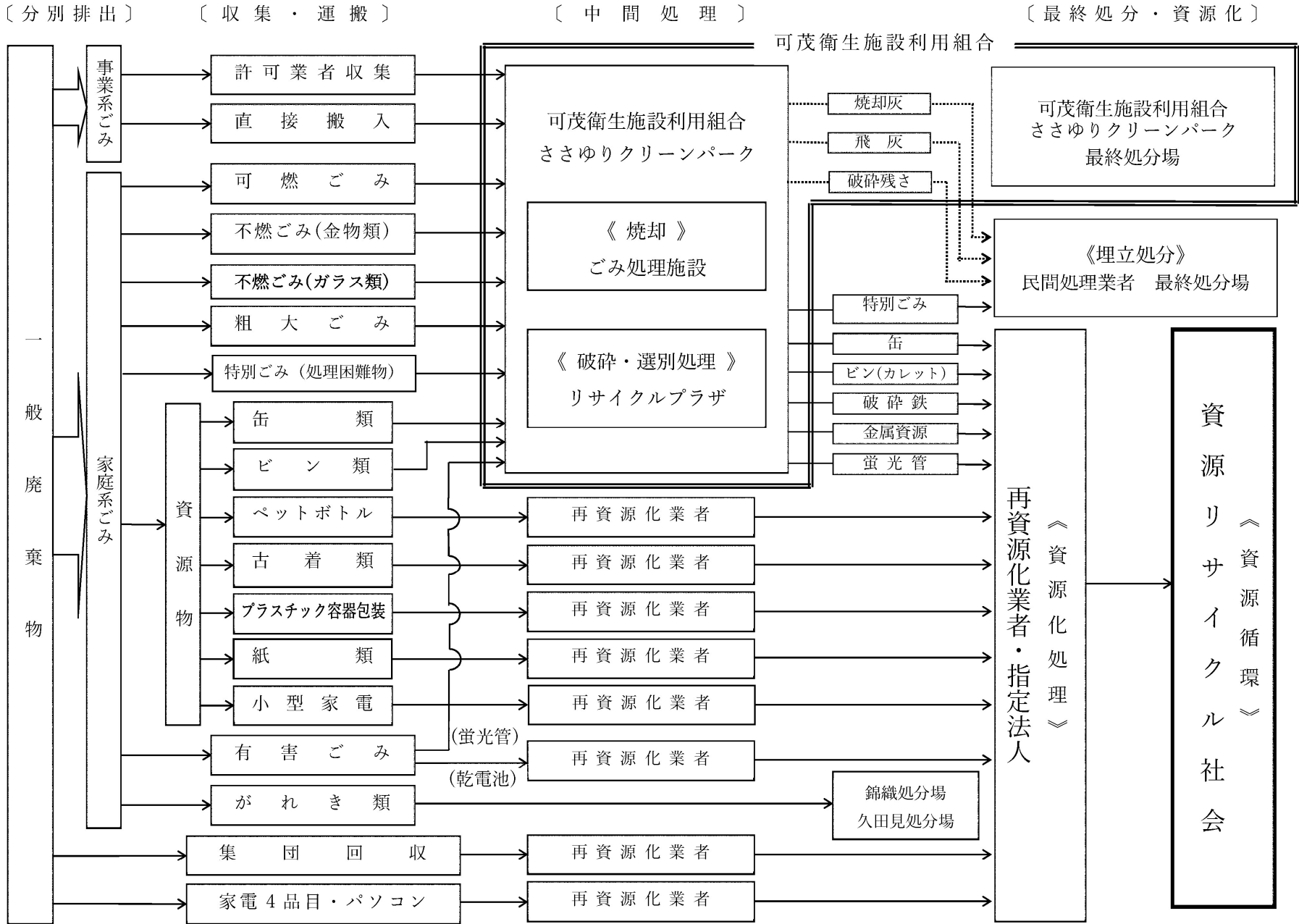
施設名称	錦織処分場
所在地	岐阜県八百津町錦織 1112 番地 1
事業主体	八百津町
処理対象物	がれき類
埋立容量	42,000 m ³
残余容量	37,899 m ³ （令和 4 年度末現在）
埋立開始年度	昭和 62 年 4 月

表 3-1-8 最終処分場の概要（2）

施設名称	久田見処分場
所在地	岐阜県八百津町久田見 103 番地 21
事業主体	八百津町
処理対象物	がれき類
埋立容量	18,000 m ³
残余容量	16,793 m ³ （令和 4 年度末現在）
埋立開始年度	平成 7 年 4 月

本町におけるごみ処理の流れを図 3-1-1 に示します。

図 3-1-1 ごみ処理フロー図（令和 5 年度）



7 ごみの処理経費

本町におけるごみの処理経費を以下に示します。

令和3年度において、建設・改良費を除く人口1人当たりの処理経費は約7,658円となっており、本町のごみ処理経費は岐阜県平均の16,337円や全国平均の15,784円より低く抑えられています。（全国、岐阜県平均値は令和3年度データのため）

表 3-1-9 ごみ処理経費の推移（単位：千円）

年度 区分			H30	R元	R2	R3	R4	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		そ の 他	0	0	0	0	0	
	調 査 費		0	0	0	0	0	
	組合分担金		9,491	24,675	18,923	17,128	8,416	
	小計		9,491	24,675	18,923	17,128	8,416	
処理及び維持管理費	人件費		15,035	15,149	14,840	15,399	15,304	
		一般職		15,035	15,149	14,840	15,399	15,304
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	2,428	2,651	2,565	2,565	2,565	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費		35,180	34,793	35,540	35,203	34,691	
		収集運搬費	34,863	30,984	31,486	31,408	31,242	
		中間処理費	0	3,499	3,703	3,487	3,449	
		最終処分費	317	310	351	308	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		調査研究費	0	0	0	0	0	
	小計		52,643	52,593	52,945	53,167	52,560	
その他		0	0	0	0	0		
組合分担金		44,510	28,035	27,666	26,277	27,319		
合計		106,644	105,303	99,534	96,572	88,295		
建設・改良費除く 1トン当たりの事業費（円）			46,330	37,173	36,927	37,687	40,363	
建設・改良費除く 1人当たりの事業費（円）			8,866	7,456	7,622	7,658	7,838	

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

ごみ排出量等の実績

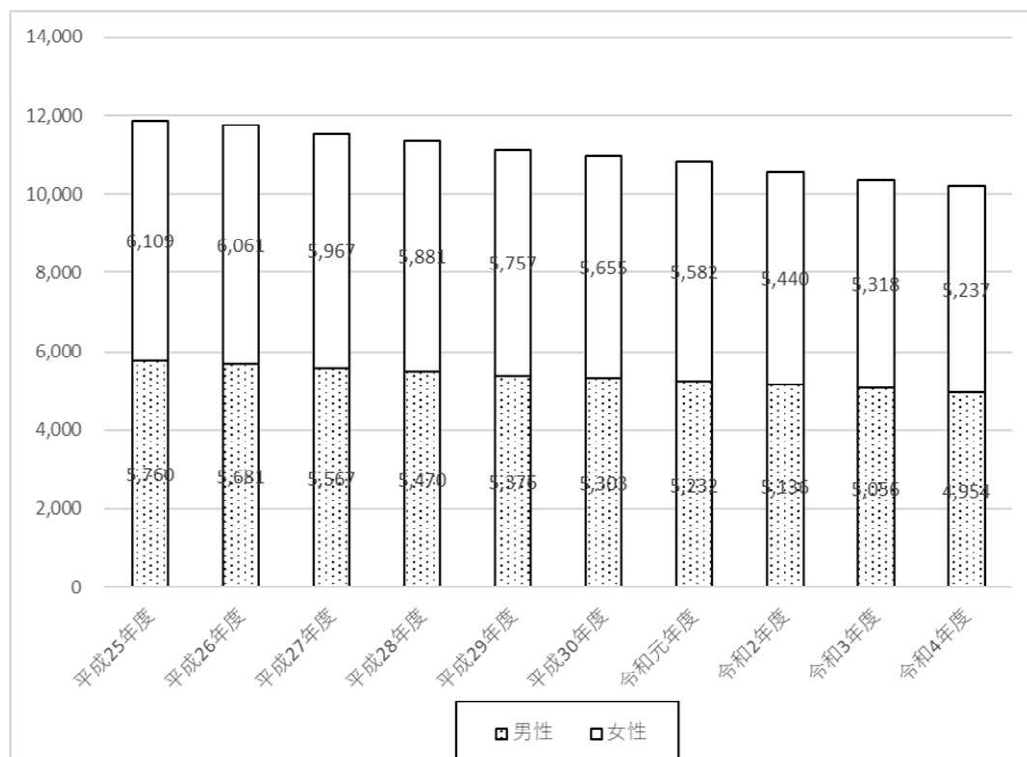
1 計画収集人口の推移

本町の計画収集人口（住民基本台帳人口及び外国人登録人口）の推移は以下のとおりです。人口及び世帯数ともに年々減少しており、世帯当たりの人口の減少からも少子高齢化の進展が顕著であると言えます。

表 3-2-1 計画収集人口の推移（各年度末）

年度	人口	増減値	世帯数	世帯当たり人口
平成 25 年度	11,869	-288	4,330	2.74
平成 26 年度	11,742	-127	4,339	2.71
平成 27 年度	11,534	-208	4,311	2.68
平成 28 年度	11,351	-183	4,306	2.64
平成 29 年度	11,133	-218	4,303	2.59
平成 30 年度	10,958	-175	4,309	2.54
令和元年度	10,814	-144	4,321	2.50
令和 2 年度	10,576	-238	4,317	2.45
令和 3 年度	10,374	-202	4,281	2.42
令和 4 年度	10,191	-183	4,282	2.38

図 3-2-1 計画収集人口の推移（各年度末）



2 ごみ排出量の実績

本町におけるごみ排出量の実績を以下に示します。

令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス蔓延による外出自粛の影響から、家庭ごみの排出量は増加し、特に粗大ごみの排出が増えました。逆に事業系ごみは減少しています。令和4年度には、人口減少もあり排出量は減少しました。

表 3-2-2 過去5年間におけるごみ排出量の実績（年間排出量）

区 分			単位	実績値				
				H3 O	R元	R2	R3	R4
年度末人口(外国人を含む)			人	10,958	10,814	10,576	10,374	10,191
家庭系	可燃ごみ		t/年	1,107	1,164	1,204	1,142	1,126
	不燃ごみ	金属類	t/年	22	35	41	41	27
		ガラス類	t/年	19	23	27	20	18
	資源ごみ	缶類	t/年	2	2	1	2	1
		ビン類	t/年	13	13	12	10	8
		ペットボトル	t/年	4	2	2	1	1
		発泡スチロール等	t/年	1	1	1	1	1
		古着類	t/年	6	7	1	3	4
		容器包装プラスチック	t/年	57	59	62	59	58
		紙類	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ		t/年	10	102	114	140	85
	がれき類		t/年	81	80	88	77	65
	有害ごみ		t/年	5	3	5	7	5
	小 計		t/年	1,327	1,491	1,558	1,503	1,399
事業系	可燃ごみ		t/年	708	678	625	605	580
	不燃ごみ		t/年	0	0	0	0	0
	資源物		t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ		t/年	62	0	0	0	0
	有害ごみ		t/年	0	0	0	0	0
	小 計		t/年	770	678	625	605	580
集団回収			t/年	280	254	166	130	182
合 計			t/年	2,377	2,423	2,349	2,238	2,161
増減率 (R4年度を100とする)				110	112	109	104	100

表 3-2-3 過去 5 年間ににおけるごみ排出量の実績（1 人 1 日平均排出量）

区 分			単位	実績値				
				H3 O	R元	R2	R3	R4
年度末人口(外国人を含む)			人	10,958	10,814	10,576	10,374	10,191
家庭系	可燃ごみ		g/人日	276.77	280.46	311.90	301.60	302.71
	不燃ごみ	金属類	g/人日	5.50	8.87	10.62	10.83	7.26
		ガラス類	g/人日	4.75	5.83	6.99	5.28	4.84
	資源ごみ	缶類	g/人日	0.50	0.51	0.26	0.53	0.27
		ビン類	g/人日	3.25	3.29	3.11	2.64	2.15
		ペットボトル	g/人日	1.00	0.51	0.52	0.26	0.27
		発泡スチロール等	g/人日	0.25	0.25	0.26	0.26	0.27
		古着類	g/人日	1.50	1.77	0.26	0.79	1.08
		容器包装プラスチック	g/人日	14.25	14.95	16.06	15.58	15.59
		紙類	g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ		g/人日	2.50	25.50	29.53	36.97	22.85
	がれき類		g/人日	20.25	20.27	22.80	20.34	17.47
	有害ごみ		g/人日	1.25	0.76	1.30	1.85	1.34
	小 計		g/人日	331.77	362.97	403.60	396.94	376.11
	事業系	可燃ごみ		g/人日	177.01	171.77	161.91	159.78
不燃ごみ		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
資源物		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
粗大ごみ		g/人日	15.50	0.00	0.00	0.00	0.00	
有害ごみ		g/人日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
小 計		g/人日	192.52	171.77	161.91	159.78	155.93	
集団回収			g/人日	70.01	64.35	43.00	34.33	48.93
合 計			g/人日	594.30	599.10	608.51	591.05	580.96
増減率（R4年度を100とする）				102	103	105	102	100

1 人 1 日平均排出量は令和 2 年度をピークに、徐々に減少傾向となっています。

3 廃棄物処理実態調査の結果による比較評価

◇ 国及び県との比較

本町の令和3年度の1人1日当たりごみ排出量は610g/人日となっており、全国平均の890g/人日と比較すると約280g、岐阜県平均の874g/人日と比較しても、約264g少なくなっています。

本町のごみ排出量の特徴としては、家庭系ごみ及び事業系ごみのいずれも排出量が少ないことや、事業系ごみの割合がやや多いことが挙げられます。

資源化率は、総ごみ量のうち資源化された量を示す指標であり、全国的に資源化率の高い自治体は、資源物分別品目の細分化や焼却灰のリサイクルなどに取り組んでいます。

本町のごみ処理を行っている組合のささゆりクリーンパークごみ処理施設でも資源物の分別細分化による資源化を実施していることから、本町の資源化率は岐阜県平均、全国平均ともにそれらを上回っています。

表 3-2-4 ごみ排出量の国及び県との比較（令和3年度実績）

区分 \ 年度	全国平均 (g/人・日)	岐阜県平均 (g/人・日)	八百津町 (g/人・日)
家庭系ごみ排出量	635.6 (71.4%)	617.7 (70.7%)	443.5 (72.7%)
事業系ごみ排出量	254.4 (28.6%)	256.1 (29.3%)	166.2 (27.3%)
ごみ1人1日平均排出量	890.0	873.7	609.6
全国平均との差	—	-16.3	-280.4
岐阜県平均との差	16.3	—	-264.1
資源化率	19.9 %	16.3 %	21.3 %

注1：国・県の数値は集計期間の都合上、令和3年度が最新のデータです。

注2：家庭系ごみには集団回収量を含みます。

注3：一般廃棄物処理実態調査は10月1日付け人口を採用していることから、

1人1日当たりごみ排出量は他の資料の数値と異なっています。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

◇ ごみの発生抑制について

これまで本町で講じてきたごみの減量化対策の効果や景気の悪化などの影響から、ごみの排出量は令和元年度をピークに徐々に減少しており、表 3-2-4 に示すように令和 3 年度の 1 人 1 日平均排出量は、全国平均や岐阜県平均と比較してかなり少なくなっています。また、表 3-2-3 のごみ排出量（1 人 1 日平均排出量）の実績を見ると、令和 2 年度までは増加してきたものの、令和 3 年度以降は減少傾向にあります。

これらは、これまで本町で講じてきたごみの減量化対策の効果や経済状況の影響によるものと考えられますが、今後においてもごみ排出量の動向に注視しながら、ごみの減量に向けた施策を展開する必要があります。

◇ 資源化率について

令和 3 年度の本町の資源化率は、表 3-2-4 に示すとおり、21.3%となっており、全国平均の 19.9%、岐阜県平均の 16.3%よりもやや高くなっています。

資源化を強く推進している他自治体では、資源物の収集回数の増加による排出機会の創出や、排出段階で可能な限り分別区分数を多くするとともに、いつでも資源物を排出することができる常設の回収拠点を設けるなどの工夫をしており、本町においても、このような取り組みを検討する必要があります。

また、ごみ排出量の 8 割以上を占めている可燃ごみには、資源物として再利用可能なものが含まれていると考えられるため、中間処理量及び最終処分量を削減し、資源化率の向上をはかるため、今後はプラスチック製品の分別回収を新たに開始し、排出段階における資源物の分別排出を徹底する必要があります。

◇ 収集・運搬について

ごみの収集については、収集回数の増加などサービスの向上が求められています。また、今後は、高齢化社会の進行等により高齢者や障がいのある住民など、

ごみ出しが困難な世帯が増加していくと予想されています。

本町が採用しているごみ集積所（ステーション）方式では、住民自らがごみを排出する必要があるため、高齢者や介護が必要な住民、障がいのある住民にとっては負担が大きくなっています。

そのため、住民福祉の向上の観点から、ごみの収集員が対象世帯に戸別訪問して収集を行う、ごみ出し支援サービス等の導入についても検討する必要があります。

◇ 中間処理について

本町の中間処理が必要なごみは、組合のささゆりクリーンパークへ搬入し、処理を行っています。

国や県がごみの広域処理による効率化の向上を計画していることから、今後も現状の処理システムを継続していく方針です。

◇ 最終処分について

ささゆりクリーンパークで中間処理された後、焼却残さ及び不燃残さ等については組合から民間処理業者の最終処分場での埋立処理を委託しています。

また本町では、がれき類などを錦織処分場及び久田見処分場において埋立処理しています。

両処分場とも残余容量は十分に残っているため、新たな最終処分場の確保等は必要ではないと考えられますが、今後も可能な限りごみの排出抑制及び資源化等を実施することにより、最終処分量の延命化を図っていく必要があります。

ごみ処理の目標と基本方針

1 ごみ処理の目標

ごみに関する問題では、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、住民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営に係る問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①ごみの減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められています。

そこで、「循環型社会」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

基 本 目 標

緑と水と共生する環境保全のまち
～ 資源やエネルギーを大切にする循環型社会づくり ～

本町では、これまでも環境資源やその保全への取り組みを推進してきましたが、地球規模の環境問題に対する取り組みとして、「脱炭素社会の実現」に向けたごみ処理施策の実施により、温室効果ガス排出量が削減された「環境負荷の少ない循環型社会」、そして今後も継続できる「持続可能な循環型社会」を構築していく必要があります。

2 ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

基本方針 1 町民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を最優先事項とし、町民は環境に配慮した生活様式に移行します。

事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取り組みを行います。

本町は町民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取り組みを推進していきます。

基本方針 2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

本町は効率的かつ効果的に資源物等を分別回収するため、町民・事業者に徹底した分別の協力を求めます。

また、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

3 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、町民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。

町民・事業者・行政の役割

町民の役割

町民一人ひとりが、ごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、ごみの減量化及び資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。さらに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルに転換していくことが求められています。

町民や団体が行っているリサイクル活動、資源物の分別回収、民間事業者が行っている資源物等の店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、できることから実践していくことが重要です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化する必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発や、使い終わった後の容器などの回収ルートの構築、資源化処理システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や資源物等の店頭回収の実施など、町民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

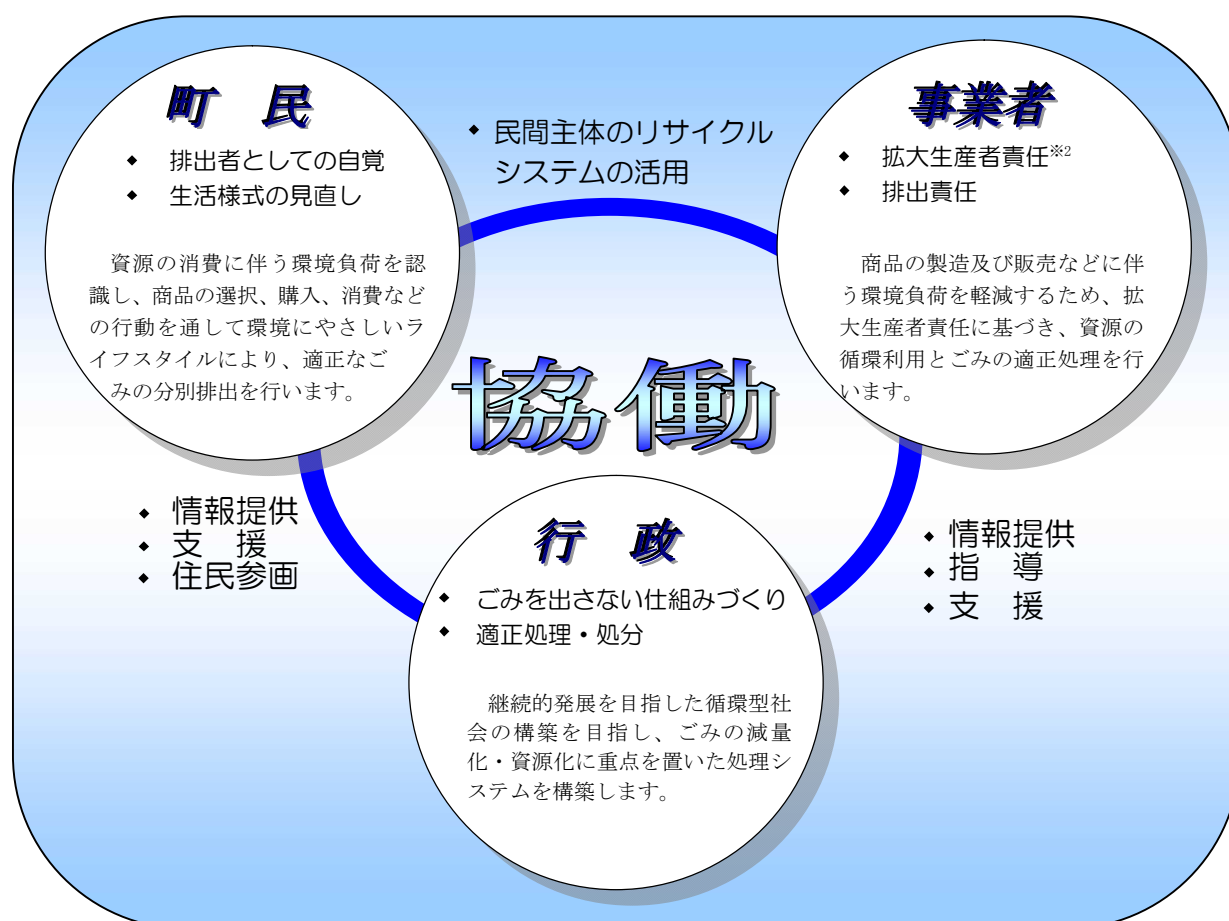
行政の役割

環境に関する情報や学習の機会の提供を推進し、町民・事業者との連携を強化していきます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、分別区分の検討、収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れていくことも重要です。

また、自ら率先して、グリーン購入^{※1}、再使用、再生利用に努めます。

図 3-4-1 町民・事業者・行政の役割



※1 グリーン購入：製品やサービス購入の際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、生産から流通、使用、廃棄にいたるまでの各段階において環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

※2 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・流通段階だけでなく、使用時や廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄まで行い、その費用を負担することも含まれる。

4 達成目標の設定

国及び岐阜県におけるごみの減量化・資源化の目標は以下のとおりです。

(1) 国の目標 1（廃棄物処理法に基づく基本的な方針）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、基本方針といいます。）」を定めることとなっています。

前回（平成28年）改正以降、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフスタイル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、改めて令和7年度を目標年度とし、廃棄物の減量化の目標等が見直されました。

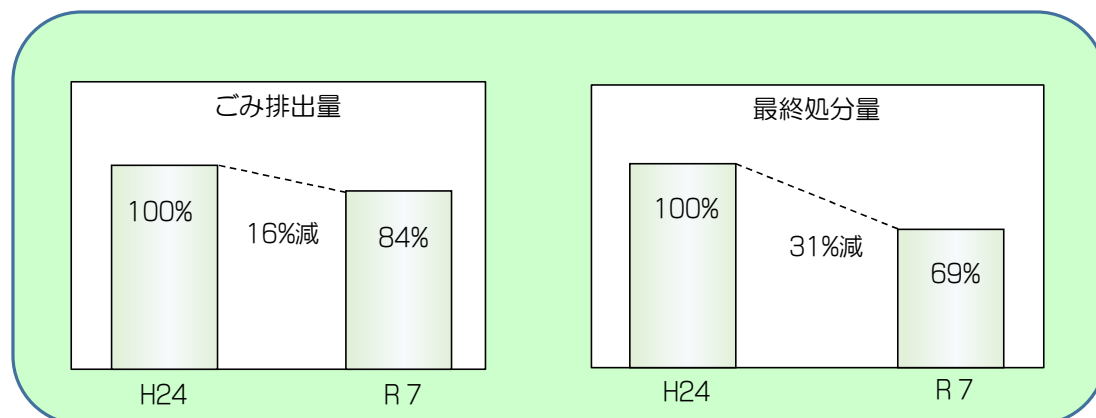
この基本方針による数値目標を表3-4-1及び図3-4-2に示します。

表 3-4-1 国の減量化目標

区 分	目 標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和7年度において約16%削減する
最終処分量	平成24年度に対し、令和7年度において約31%削減する
出口側循環利用率	令和9年度において、約28%に増加させる
一人一日当たりの 家庭ごみ排出量	約440gとする

資料：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」より（令和5年6月改正）

図 3-4-2 国の減量化目標等



(2) 国の目標 2（循環型社会形成推進基本計画に基づく目標）

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。その後、これまでの目標達成の進捗状況や地球温暖化等の環境問題への対応の必要性、社会情勢の変化を踏まえて 2018（平成 30）年 6 月に見直しが行われています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

◇ 循環型社会形成のための指標及び数値目標（2025年度）

（令和7年度）

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量 850 g/人/日
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 440 g/人/日
- ・ 事業系ごみ排出量 約1,100万トン

図3-4-3 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標



(3) 岐阜県の目標（第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく目標）

岐阜県では、2021(令和3)年3月に、これまで県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとで取り組んできた循環型社会の着実な構築を目指すため、「資源循環型社会の形成」を基本方針として「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

同計画は、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」及び「災害・感染症・気候変動への備え」を掲げ、資源循環型社会の形成に向けて取り組むものとされています。

特に、新たな取り組みとして「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」及び「各主体との連携強化」を重点分野に位置付け、各施策の取り組みを推進するものとされています。

第3次岐阜県廃棄物処理計画において示されている目標値（一般廃棄物）は以下のとおりです。

表 3-4-2 第2次岐阜県廃棄物処理計画における減量化等の目標（一般廃棄物）

区 分	実 績 2018 (平成30) 年度	目 標 値	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
排 出 量	652千トン	608千トン	548千トン
再生利用率（量）	118千トン	28%とする (170千トン)	29%とする (159千トン)
中間処理による減量	484千トン	396千トン	352千トン
最 終 処 分 量	50千トン	42千トン	37千トン

資料：岐阜県「第3次岐阜県廃棄物処理計画」より抜粋

5 本町の目標値

本町では、将来的にも持続可能なごみの減量化及び資源化施策を推進していくため、県の目標に準じた減量化・資源化の目標を設定すると、中間目標年度の2025（令和7）年度までに、ごみ年間排出量を2,217 t/年以下、目標年度の2030（令和12）年度までに1,998 t/年以下に削減しなければなりません。本町のごみ排出量は全国平均や県平均と比較して非常に少ない状況であることから、中間目標年度の2028（令和10）年度までに2,200 t/年以下、目標年度の2033（令和15）年度までに1,900 t/年以下とすることを目標とします。

また、資源化率については、2022（令和4）年度実績では約23.7%となっていますが、岐阜県の目標を踏まえて、資源ごみの分別収集の徹底や集団回収の促進に取り組んでいくことによって、2028（令和10）年度に28%、2033（令和15）年度までに29%以上とすることを目指します。

最終処分量については、ごみの排出抑制や再生利用をさらに推進し、以下の数値目標を達成することを目指すものとします。

減量化等の目標

区 分	実績値			目 標	
	H30	R2	R4	R10	R15
年 間 排 出 量	2,377 t/年	2,349 t/年	2,161 t/年	2,200 t/年以下	1,900 t/年以下
1 人 1 日 当 たり 排 出 量	594 g/人・日	609 g/人・日	581 g/人・日	580 g/人・日 以下	560 g/人・日 以下
資 源 化 率 ※	17.7 %	13.4 %	23.7 %	28% 以上	29% 以上
最 終 処 分 量	81 t/年	88 t/年	76 t/年	70 t/年 以下	60 t/年 以下

※自家処理量（コンポスト化量）は含みません。

6 本町の計画ごみ排出量

本町における将来的ごみ量の予測結果を以下に示します。

人口の減少に伴い、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は減少傾向で推移すると考えられます。

表 3-4-3 計画ごみ排出量（年間排出量）

区 分		単位	実績値			予測値	
			H30	R2	R4	R10	R15
年度末人口(外国人を含む)		人	10,958	10,576	10,191	9,966	9,924
家庭系	可燃ごみ	t/年	1,107	1,204	1,126	1,067	950
	不燃ごみ	金属類	22	41	27	26	23
		ガラス類	19	27	18	20	20
	資源ごみ	缶類	2	1	1	2	1
		ビン類	13	12	8	11	10
		ペットボトル	4	2	1	2	2
		発泡スチロール等	1	1	1	1	1
		古着類	6	1	4	4	4
		容器包装プラスチック	57	62	58	61	60
		紙類	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	10	114	85	85	85
	がれき類	t/年	81	88	65	63	56
	有害ごみ	t/年	5	5	5	5	5
	小 計	t/年	1,327	1,558	1,399	1,347	1,217
事業系	可燃ごみ	t/年	708	625	580	601	498
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源物	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	62	0	0	0	0
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	小 計	t/年	770	625	580	601	498
集団回収		t/年	280	166	182	190	189
合 計		t/年	2,377	2,349	2,161	2,138	1,904
増減率（H30年度を100とする）			100	99	91	90	80

表 3-4-4 計画ごみ排出量（1人1日平均排出量）

区 分			単位	実績値			予測値	
				H 3 0	R 2	R 4	R 1 0	R 1 5
年度末人口(外国人を含む)			人	10, 958	10, 576	10, 191	9, 966	9, 924
家庭系	可燃ごみ		g/人日	276. 77	311. 90	302. 71	293. 34	262. 28
	不燃ごみ	金属類	g/人日	5. 50	10. 62	7. 26	7. 26	7. 26
		ガラス類	g/人日	4. 75	6. 99	4. 84	5. 54	5. 54
	資源ごみ	缶類	g/人日	0. 50	0. 26	0. 27	0. 22	0. 22
		ビン類	g/人日	3. 25	3. 11	2. 15	2. 89	2. 89
		ペットボトル	g/人日	1. 00	0. 52	0. 27	0. 51	0. 51
		発泡スチロール等	g/人日	0. 25	0. 26	0. 27	0. 26	0. 26
		古着類	g/人日	1. 50	0. 26	1. 08	1. 08	1. 08
		容器包装プラスチック	g/人日	14. 25	16. 06	15. 59	16. 77	16. 56
		紙類	g/人日	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	粗大ごみ		g/人日	2. 50	29. 53	22. 85	23. 47	23. 47
	がれき類		g/人日	20. 25	22. 80	17. 47	17. 47	17. 47
	有害ごみ		g/人日	1. 25	1. 30	1. 34	1. 30	1. 30
	小 計		g/人日	331. 77	403. 61	376. 10	370. 11	338. 84
事業系	可燃ごみ		g/人日	177. 01	161. 91	155. 93	165. 28	165. 28
	不燃ごみ		g/人日	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	資源物		g/人日	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	粗大ごみ		g/人日	15. 50	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	有害ごみ		g/人日	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	小 計		g/人日	192. 52	161. 91	155. 93	165. 28	165. 28
集団回収			g/人日	70. 01	43. 00	48. 93	52. 12	52. 12
合 計			g/人日	594. 30	608. 52	580. 96	587. 51	556. 24
増減率（H30年度を100とする）				100	102	98	99	94

ごみ処理基本計画

1 ごみ処理基本計画の体系

本計画では、①リデュース（減量化）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の施策体系を次のとおりとし、住民に対し周知を図っていきます。

① Reduce（リデュース）－減らす

★ごみの量を減らそう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。

② Reuse（リユース）－再使用する

★もう一度使いましょう。

ビールやジュース等のビンを回収し再利用する「リターナブルビン」を利用したり、不要品はリサイクルショップに販売しましょう。
また、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。

③ Recycle（リサイクル）－再生利用する

★再生資源に戻そう。

資源物（アルミ缶、スチール缶、ビン類、ペットボトル、発泡スチロール等、容器包装、古着類、新聞紙・広告、雑誌、ダンボール、牛乳パックなど）は、再生利用するため分別をしましょう。

2 目標達成のための方策

(1) 行政における方策

① 啓発活動の充実

ア 環境学習

小・中学校での環境学習を推進します。

○ごみの発生抑制、啓発用のポスターや標語の募集等を実施します。

○職員による出前講座や説明会などを開催します。

イ 情報提供

住民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報誌、ホームページ、防災行政情報配信システム（タブレット端末）などによって提供します。

○ごみ処理の状況や課題、処理経費、減量化・資源化の状況等の情報を提供します。

○地域住民の参加を促進するため、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾いなど）の取り組みに応じた情報の提供を行います。

○資源物等の店頭回収活動を把握するとともに、住民に情報を提供することによって積極的な利用を促進します。

○転入者に対して、ごみ排出方法等の周知を図ります。

ウ 地域における活動の活性化

○町内において、マイバック運動や資源の店頭回収などのごみの資源化に取り組む事業者について紹介し、住民の理解と協力を呼び掛けます。

○地域における環境美化活動等を推進します。

エ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自ら過剰包装を自粛するとともに、資源物等の店頭回収の実施や再生品の利用などの取り組みを推進します。

② 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画を推進するために必要な助言や指導を行います。

③ 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

事業者による資源物等の店頭回収等の普及促進を図り、住民と事業者による資源化システムの構築を推進します。

④ 植物性食用廃油の資源化検討

植物性食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として有効利用を諮ることを検討します。

⑤ 分別区分の検討

ごみの減量化及び資源化を推進していくため、必要に応じて分別区分の見直しを検討をします。

特に、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」といいます。）」に対応する必要があることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の実施、分別区分を見直すものとします。

(2) 住民における方策

① 分別区分による資源化の推進

資源物の分別を徹底することにより、資源化を推進します。特にプラスチック容器包装・プラスチック製品の分別を適正に行い、資源化を推進します。

② 水切りや堆肥化による生ごみ減量化の推進

生ごみを排出する際によく水切りしたり、生ごみ処理機器等を活用して生ごみの堆肥化を行い、畑や家庭菜園等での利用を図ります。

また、本町の広報やホームページへ掲載される生ごみ削減の方法や工夫などを参考とし、生ごみの減量化を推進します。

③ 過剰包装等の自粛

可燃ごみの中には紙袋や包装紙等、各種包装用ごみが含まれています。

マイバックの利用や過剰包装を断ることにより、ごみの発生を抑制します。

④ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択・使用に努めます。

また、繰り返し使える容器（リターナブル容器）や詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けます。

⑤ 集団資源回収への協力

P T Aなどが実施している集団資源回収へ積極的に協力します。

⑥ 食品ロス削減への取組み

家庭で必要な食材は、必要な量だけ購入し、作り過ぎないこと、食べきること
で食品ロスの削減に努めます。

(3) 事業者における方策

① 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制や資源化対策を推進します。

② 過剰包装の抑制

過剰包装を自粛し、再使用・再生利用しやすい素材や形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

③ 流通包装廃棄物の抑制

包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

④ 使い捨て容器の使用抑制

使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

⑤ 製品の長寿命化

商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

⑥ 店頭回収の実施

スーパーマーケットや小売店における資源物等の店頭回収に積極的に取り組みます。

3 処理（実施）主体計画

本計画を推進するための処理（実施）主体を表3-5-1に示します。

表3-5-1 処理（実施）主体計画

項目	住民	事業者	行政
発生抑制推進	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	○	○
中間処理	—	—	○ (組合や業者に委託)
最終処分	—	—	○ (組合に委託及び、 がれき類は本町で埋立)

4 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

ごみ分別区分に従って排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

(2) 収集・運搬計画

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集体制及び運搬体制を構築することにより住民サービスの向上を図ります。
- ② 粗大ごみを除く家庭系ごみの収集・運搬は、ごみ集積所（ステーション）収集方式を継続します。

(3) 分別収集品目の拡大の検討

容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定するとともに、資源物の収集推進のため、分別収集品目を計画的に拡大していくことを検討します。

特に、令和4年4月の「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、本町においても「プラスチック使用製品」の分別収集の促進が望まれていることから、容器包装を含めた一括回収を検討する必要があります。

5 中間処理計画

中間処理は組合のささゆりクリーンパークごみ処理施設及びリサイクルプラザで実施していますが、今後も処理量を可能な限り低減し、施設の延命化を図るため、排出抑制に努めていきます。

6 最終処分計画

最終処分については、ささゆりクリーンパークから民間委託による最終処分場で埋立処理している他、がれき類を本町の錦織処分場と久田見処分場で埋立処理しています。今後ごみの排出抑制、資源化・再生利用や中間処理などによる減量化及び減容化に努め、最終処分場の延命化を図るものとします。

7 ごみの処理施設の整備に関する事項

本町では、ごみの中間処理及び最終処分については、組合で行っていることから、将来的にも現在と同様に、組合と連携を図りながら、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるよう施設の維持管理に努めます。

8 災害廃棄物の処理・処分

(1) 処理体制の維持

災害発生時において処理体制を維持するため、処理の適正化、処理体制の構築に努めます。

被災時に発生するごみは、本町が収集・運搬を行い、組合が処理・処分を行うものとします。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に対応し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被害が甚大な場合には、県、近隣市町村及び民間事業者などの協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分を実施します。

(2) 県・近隣市町村等との協力

本町及び組合での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県、近隣市町村及び民間事業者などの協力を仰ぐとともに、被災時に必要となる人員、

機材、処理体制等の確保を図ります。

(3) 仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うため、公有地の利用及び民有地を借り上げるなどにより仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

9 その他のごみの処理に関し必要な事項

(1) 美化活動の推進

地域における清掃美化活動を推進するため、地域住民を中心とした地域コミュニティ及び各団体の自主的な活動により、空き缶、空き瓶などの回収、清掃を実施し、環境美化と環境に対する意識の高揚を図ります。

(2) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー等の処理困難物として定めるごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

(3) 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう住民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

(4) 不法投棄・野外焼却対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止については、警察等関係機関と連携して監視体制を充実させるとともに、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

第4章 生活排水処理基本計画

4-1

生活排水処理の状況

1 生活排水の状況

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽を利用している世帯では、台所・洗濯・風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま公共用水域に放流されています。

これらを改善するため、流域下水道の整備や流域関連公共下水道計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、抜本的な発生源対策の継続が求められています。

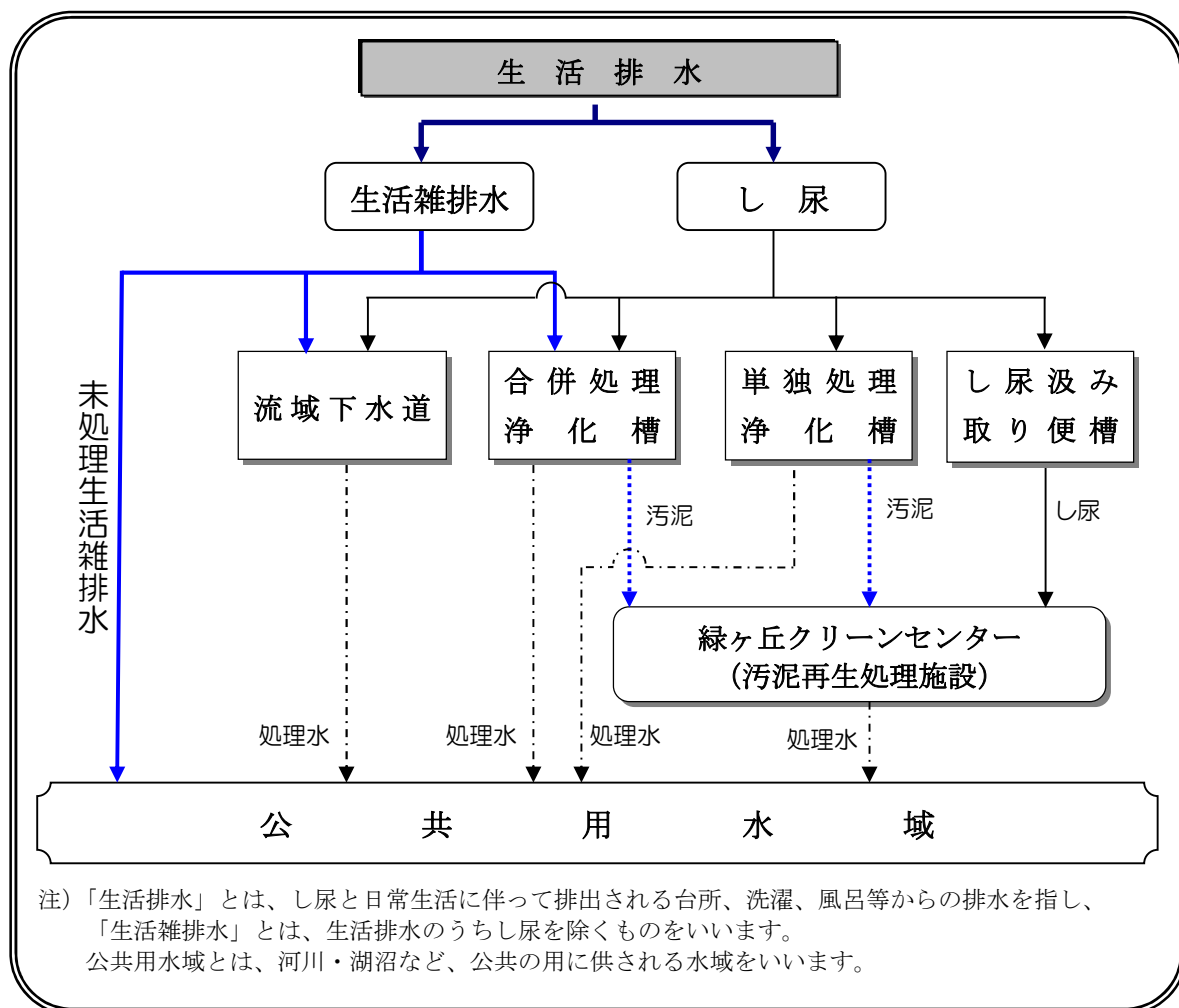
2 生活排水処理体系

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本町全域より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、組合の緑ヶ丘クリーンセンターによって処理されています。

本町における生活排水処理体系の概要は図 4-1-1 に示すとおりです。

図 4-1-1 生活排水処理体系の概要



生活排水処理の現状

1 生活排水の処理形態別人口等の実績

本町における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績を次に示します。なお、浄化槽汚泥の収集時には単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の区別をしていません。

表 4-2-1 生活排水処理形態別人口実績

区分			単位	年 度					
				H30	R元	R2	R3	R4	
				実 績 値					
(1) 行政区域内人口			人	10,958	10,814	10,576	10,374	10,191	
	(2) 計画処理区域内人口		人	10,958	10,814	10,576	10,374	10,191	
		(3) 污水衛生処理人口	人	8,990	8,919	8,816	8,689	8,646	
			(4) 公共下水道人口	人	7,287	7,249	7,177	7,084	7,074
			(5) 集落排水施設人口	人	717	723	703	688	671
			(6) コミュニティ・プラント人口	人	-	-	-	-	-
			(7) 浄化槽人口 (合併処理)	人	986	947	936	917	901
			(8) 未処理人口	人	1,968	1,895	1,760	1,685	1,545
	(9) 計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率			%	82.0%	82.5%	83.4%	83.8%	84.8%	
し尿・汚泥量	(10) し尿汲み取り量		KL/年	615	632	630	631	514	
	(11) 浄化槽汚泥量		KL/年	1,500	1,662	1,944	2,051	1,894	
	(12) 計 ((10) + (11))		KL/年	2,115	2,294	2,574	2,682	2,408	

※污水衛生処理率は、生活雑排水も含めて生活排水を衛生的に処理している人口の割合を示します。

2 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を以下に示します。

表 4-2-2 生活排水の処理主体

項 目 \ 区 分		生活雑排水	し 尿	汚 泥
収 集 ・ 運 搬		—	許 可 業 者	
処 理	流 域 下 水 道	岐 阜 県		
	農 業 集 落 排 水 施 設	八 百 津 町		
	合 併 処 理 浄 化 槽	個 人 等		組 合
	単 独 処 理 浄 化 槽	—	個 人 等	組 合
	し 尿 処 理 施 設	—	組 合	

3 汚泥再生処理施設の概要

(1) 汚泥再生処理施設の概要

本町では、組合によるし尿・浄化槽汚泥の広域処理を実施しています。

組合の汚泥再生処理施設等の概要は以下に示すとおりです。

表 4-2-3 汚泥再生処理施設の概要

施設名称	緑ヶ丘クリーンセンター 汚泥再生処理施設
所 在 地	岐阜県美濃加茂市牧野 1912 番地 2
事 業 主 体	可茂衛生施設利用組合
組合構成市町村	八百津町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町（2 市 7 町 1 村）
処 理 能 力	100 kL/日（し尿 36 kL/日、浄化槽汚泥 64kL/日） 下水脱水汚泥受入量：1.32 t / 日
竣 工 年 度	着工 平成 13 年 7 月 竣工 平成 16 年 3 月
処 理 方 式	水 処 理：標準脱窒素処理方式 汚泥処理：多重円盤脱水＋乾燥＋炭化または焼却 放 流 先：木曽川

(2) 汚水処理施設の概要

本町における汚水処理施設の概要を以下に示します。

① 公共下水道の概要

本町の下水道事業については、各務原市にある各務原浄化センターを処理場とする「木曽川右岸流域下水道関連公共下水道」により実施しており、昭和 51 年に事業に着手し、平成 3 年に一部地区で使用が開始されました。

本町では、平成 3 年 12 月に八百津地区・伊岐津志地区・和知地区を対象として事業認可を受け、伊岐津志地区から事業に着手し、八百津地区、和知地区へと順次整備を進めました。

平成 9 年 4 月から伊岐津志地区で下水が使用できるようになり、現在では計画区域のほぼ全域で下水道の使用が可能となっています。

表 4-2-5 流域下水道の普及状況（令和 4 年度現在）

終末処理場名	計画区域 面積	認可区域 面積	主要な 管渠延長	計画 処理人口	接続人口
各務原浄化センター	460 ha	449 ha	9 路線 9.34km	7,905 人	7,074 人

② 農業集落排水施設の概要

本町の上飯田地区では、上飯田集落を処理区域とする上飯田浄化センターを上飯田字萬葉地内に設け、平成 12 年 1 月より供用開始しました。

久田見地区では、中盛東・中盛西・松阪・後口・入野・下田の各集落を処理区域とする久田見浄化センターを久田見 下田地内に設け、平成 14 年 4 月から供用開始しています。

久田見浄化センターでは、処理場から発生する汚泥を乾燥させ、肥料とする天日乾燥施設を併設しており、農業集落排水おでい肥料「やっぴー」として、希望者へ配布しており、乾燥汚泥の農地への還元を行っています。

表 4-2-6 農業集落排水施設の概要（令和 5 年度現在）

区 分	上飯田地区	久田見地区
施 設 名 称	上飯田浄化センター	久田見浄化センター
事 業 採 択 年	平成 8 年度	平成 9 年度
事業施行期間	自 平成 8 年 12 月 26 日 至 平成 11 年 11 月 30 日	自 平成 9 年 6 月 11 日 至 平成 14 年 3 月 10 日
予定処理区域	36.5 ha	175.1 ha
計画処理人口	490 人	1,210 人
計画汚水量	132.3 m ³ /日	327.0 m ³ /日
主要な管渠延長	5.7 km	12.9 km

③ 合併処理浄化槽設置補助事業の概要

公共下水道の整備計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施しており、生活排水の浄化に努め、公共用水域の汚水処理対策を推進しています。

4 生活排水処理施設の管理主体等

本町における生活排水処理施設の管理主体の概要は、以下のとおりです。

表 4-2-7 生活排水処理施設の管理主体等

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽の処理施設
地 域 下 水 道	し尿・生活雑排水	岐阜県	各 務 原 浄 化 セ ン タ ー
農 業 集 落 排 水 施 設	し尿・生活雑排水	八百津町	上 飯 田 浄 化 セ ン タ ー 久 田 見 浄 化 セ ン タ ー
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿・生活雑排水	設置者 (個人・法人)	緑ヶ丘クリーンセンター 汚泥再生処理施設
単 独 処 理 浄 化 槽	し 尿 の み	設置者 (個人・法人)	
し 尿 汲 み 取 り	し 尿 の み	設置者 (個人・法人)	

5 生活排水の処理経費

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理経費を以下に示します。

令和3年度において、建設・改良費を除く人口1人当たりの処理経費は約1,086円となっており、本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費は岐阜県平均の2,835円や全国平均の1,940円より低く抑えられています。

表 4-2-8 生活排水処理経費の推移（単位：千円）

年度 区分			H29	H30	R元	R2	R3
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
	調 査 費		0	0	0	0	0
	組合分担金		3,496	3,001	2,352	2,088	2,386
	小計		3,496	3,001	2,352	2,088	2,386
処理及び維持管理費	人件費		0	0	0	0	0
		一般職	0	0	0	0	0
		収集運搬	0	0	0	0	0
		中間処理	0	0	0	0	0
		最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		0	0	0	0	0
		収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	
組合分担金		13,957	11,340	11,063	10,327	11,262	
合計		17,453	14,341	13,415	12,415	13,648	
建設・改良費除く 1トン当たりの事業費（円）		5,532	5,362	4,823	4,012	4,199	
建設・改良費除く 1人当たりの事業費（円）		1,254	1,035	1,023	976	1,086	

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

生活排水処理の課題

本町では公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の加入促進を図り、下水道整備計画区域外となる世帯に対しては、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置促進により環境保全を図っています。

令和4年度における汚水衛生処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率）は84.8%となっています。

そのため、公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、今後においても、さらに生活排水対策を継続・発展させていく必要があると考えられます。

そこで、本町の生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

生活排水処理の課題

- 公共下水道への加入促進
- 農業集落排水施設の維持管理
- 合併処理浄化槽の設置促進

生活排水処理基本計画

1 基本目標

生活排水による、河川など公共用水域の水質汚濁が進み、生活雑排水の浄化対策は喫緊の課題となっています。

生活排水の処理は、地域住民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、環境の保全に努めなければなりません。

本町の良好な自然環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である自然をよりよい形で将来に継承していくため、住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

基 本 目 標

豊かな水辺を誇るまち

～ 自然環境の保全と生活環境の向上を目指して ～

2 基本方針

基本目標を達成するため、公共下水道の利用促進、農業集落排水施設の維持管理及び合併処理浄化槽の普及促進を基本方針とします。

3 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動する必要があります。

町民・事業者・行政の役割

町民の役割

町民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担います。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭では、生活雑排水も処理するように、公共下水道または合併処理浄化槽を活用することが重要です。

事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理設備を整備するとともに、生活排水については公共下水道の接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

行政の役割

生活排水を適正に処理できるように、公共下水道の利用促進を図るとともに、適切な農業排水施設の維持管理を実施していきます。

また、住民及び事業者に対して、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

4 達成目標の設定

(1) 国の方針

国では、令和3年5月に社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき第5次社会資本重点計画を閣議決定しており、健全な水循環の維持等を図るため、污水处理施設整備を進めることにより、2050年カーボンニュートラルを含むグリーン社会の実現に向けた取り組みを推進するものです。その中で、污水处理人口普及率^{※1}を令和8年度までに約95%にすることを目標としています。

【 第5次社会資本整備重点計画 】

污水处理人口普及率^{※1}

令和8年度までに約95% （基準年度 令和元年度 91.7%）

※1 污水处理人口普及率(%) = 污水处理施設を使用することができる人口 ÷ 総人口（住民基本台帳人口）× 100

污水处理施設：下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各処理施設を指します。

(2) 県の方針

岐阜県では、「効率的かつ適正な污水处理施設の整備による自然環境の保全」を基本理念とする「岐阜県污水处理施設整備構想」を令和5年度に策定しています。

下水道や浄化槽などの様々な污水处理施設を効率的に整備・運営していくため地域の特性や地域住民の意向に配慮した経済的な整備手法と長期的な事業運営の方針を示すもので、県内全体において污水处理施設を早期に整備する必要があることから、基本方針に次のとおり目標数値を定めています。

【 岐阜県污水处理施設整備構想 】

污水处理人口普及率^{※1}

令和7年度までに約95% （基準年度 平成26年度 90.7%）

(3) 本町の目標

本町の令和4年度における污水衛生処理率は約84.8%となっています。

今後も、町民・事業者・行政が協働して生活排水の適正処理を推進することにより、中間目標年度の令和10年度までに90%とし、本計画の目標年度である令和15年度までには95%とすることを目標とします。

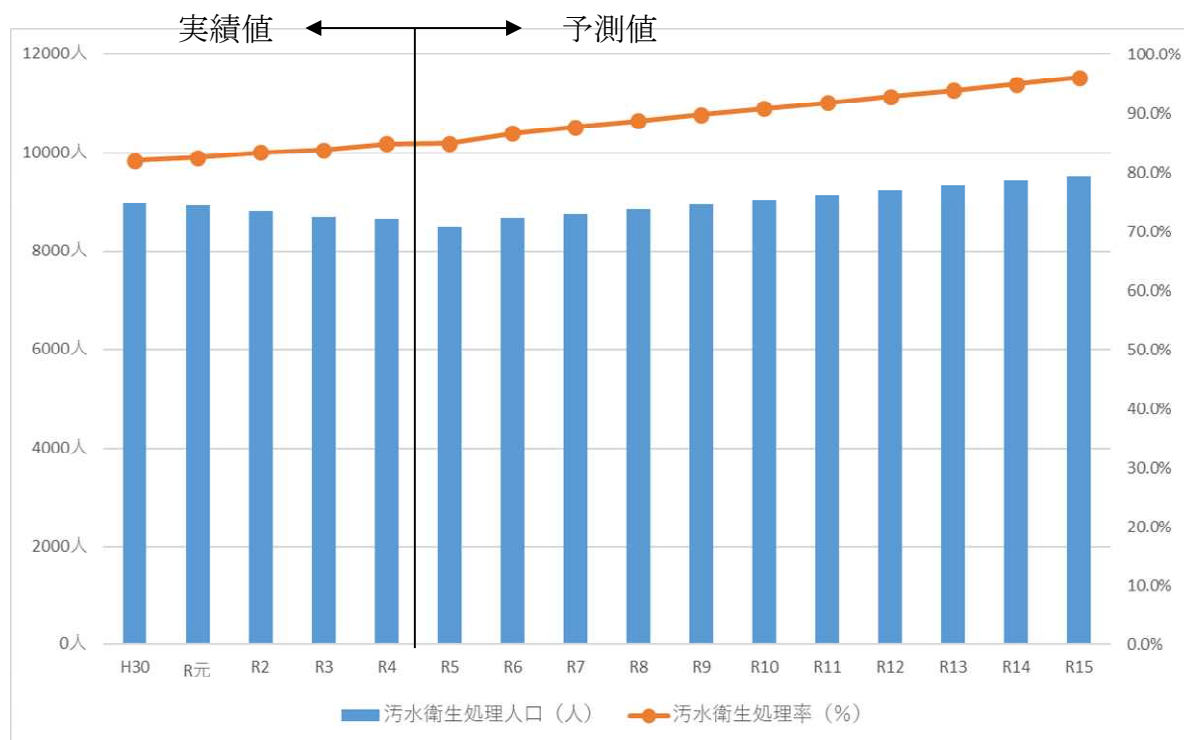
5 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の予測

本町の生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の予測結果は以下のとおりです。

表 4-4-1 生活排水処理形態別人口等の予測

区分	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R10	R15
		実 績 値			予 測 値	
(1) 行政区域内人口	人	10,576	10,374	10,191	9,966	9,924
(2) 計画処理区域内人口	人	10,576	10,374	10,191	9,966	9,924
(3) 汚水衛生処理人口	人	8,816	8,689	8,646	9,045	9,470
(4) 公共下水道人口	人	7,177	7,084	7,074	7,443	7,850
(5) 集落排水施設人口	人	703	688	671	673	667
(6) コミュニティ・プラント人口	人	-	-	-	-	-
(7) 浄化槽人口（合併処理）	人	936	917	901	929	953
(8) 未処理人口	人	1,760	1,685	1,545	921	394
(9) 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	83.4%	83.8%	84.8%	90.8%	95.4%
し尿・汚泥量	(10) し尿汲み取り量	KL/年	630	631	514	133
	(11) 浄化槽汚泥量	KL/年	1,944	2,051	1,894	1,839
	(12) 計((10) + (11))	KL/年	2,574	2,682	2,408	1,972

図 4-4-1 汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率の実績値・計画値の推移



6 目標達成のための方策

本町では、目標の達成へ向け、次の方策を推進していきます。

(1) 公共下水道における方策

下水道計画区域内の地域では、早期に公共下水道へ接続が完了するよう、「個別訪問などによるお願い」や「下水道事業の情報公開」などを積極的に実施し、未接続世帯に対して働きかけていきます。

(2) 農業集落排水施設における方策

農業集落排水施設では、適切な維持管理に努めるものとします。

なお、久田見浄化センターでは、汚泥を乾燥させ、肥料として配布しており、今後も同様の資源化を継続していくものとします。

(3) 合併処理浄化槽における方策

- ① 下水道計画区域及び農業集落排水事業対象区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。
- ② 合併処理浄化槽を設置した世帯においては、定期的な保守点検・清掃及び法定検査が適正に実施されるよう啓発・指導を行っていきます。

(4) その他の方策

公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や水質保全対策の啓発を行います。

① 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ、本町のホームページや防災タブレット端末などを活用し、生活排水処理の重要性等について情報を発信します。

② 家庭でできる対策の周知

家庭でできる具体的な対策について周知啓発を図ります。

《住民・事業者が取り組む具体的な対策の例》

- 三角コーナー及びストレーナー等の設置
- 植物性食用廃油の再利用、再生利用の推進
- 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- 合成洗剤、シャンプー、歯磨き粉等は適量を使用
- アクリルたわし等を使い、洗剤の使用量を削減
- 洗車時は排水量を少しでも減らすよう工夫
- 米のとぎ汁の有効利用
- 節水の励行
- 事業者による家畜糞尿の適正処理

7 し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

- ① 収集・運搬区域は本町全域とします。
- ② し尿・浄化槽汚泥は将来的にも許可業者によって収集・運搬を行います。

なお、許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的かつ効果的に行うように、組合と連携のうえ、指導を徹底します。

(2) 中間処理・最終処分計画

① 緑ヶ丘クリーンセンターでの適正処理

下水道等の整備に伴いし尿量は年々減少し、さらに汚水衛生処理率の増加により、し尿・汚泥量の合計量は横這いまたは減少していくものと予想されますが、引き続き組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターで適正処理を行っていきます。

② し渣・汚泥等の処理・処分

現在は組合の緑ヶ丘クリーンセンターで処理・処分を行っています。

現在の処理・処分体制については、引き続き適正な施設運営、処理体制が保たれるよう協力していきます。

なお、緑ヶ丘クリーンセンター及び久田見浄化センターでは、汚泥を肥料化することにより資源化を行っており、これらを有効活用するとともに、最終処分量の削減にも効果があると考えられることから、今後も同様の処理を継続していくものとします。

(3) 災害発生時における生活排水の処理・処分

① 処理体制の維持

大規模地震などの災害発生時の生活排水の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と組合による処理・処分を行います。

災害発生時には、収集・運搬車両や処理施設の被災状況を確認のうえ、必要に応じて県や近隣市町村や民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

② 県・近隣市町村等との協力

本町での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し、県、近隣市町村及び民間事業者の協力を求め、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。